

厚生労働省 老健局
総務課長 殿

消費者庁 消費者安全課長

「消費者庁リコール情報サイト」の周知について（依頼）

火災・重傷等の重大製品事故の約1割がリコール対象品によるものであり、消費者庁では、これらの事故等の再発を防止するために、リコール品に関する情報を消費者に周知する取組を進めています。

その取組の一つとして、これまで各法を所管する省庁等がそれぞれに公表しているリコール情報を一元化し、平成24年4月1日より「消費者庁リコール情報サイト」を運営しているところです。

本サイトは、新たに公表されたリコール情報だけでなく、過去にリコールが公表された商品のうち、消費者に危害・危険が及ぶ可能性が高いリコール品を「重大なお知らせ」や「高齢者や子ども向けの商品など」として掲載しています。また、予めご登録いただいた方には、「一般向け」、「高齢者向け」、「子ども向け」といったカテゴリで、メールでお知らせする取組を行っています。

本サイトの掲載情報には、「エアコン」や「給湯器」のような介護保険施設等で使用するものも含まれていますので、消費者庁としましては、介護保険施設等の職員に本サイトをご利用いただくことが、事故の未然防止に役立つものと考えています。

つきましては、貴省から、別添の「消費者庁リコール情報サイト」のリーフレットを全国の介護保険施設等に周知いただきますようお願いいたします。

<本件問合せ先>

消費者庁 消費者安全課

前内、佐藤

電話：03-3507-9146

FAX：03：3507-9290